

信州健康ゼロエネ住宅助成金 Q & A

(令和 7 年 1 月 17 日)

【共通事項 全体】

No	分 類	質 問	回 答	備考												
1	対象者	県内に支店や営業所がある会社が請け負う場合、助成対象となりますか。	対象となりません。 「県内に主たる事務所を置く者」とは、登記上の本店が県内にあることを指しますので、支店や営業所が県内にあっても、本店が県内にない場合は対象とはなりません。													
2	対象者	申請者が個人事業主の場合、「県内に主たる事務所を置く」者であることが分かる書類とはどのような資料がありますか。	「確定申告書の控え」、「適格請求書発行事業者の登録通知書」の写し等となります。 「氏名又は名称」のほか「住所又は納税地」が記載された書類の写しを提出してください。													
3	対象住宅	別荘は助成対象になりますか。	別荘は対象となりません。 居住確認報告時に、助成対象住宅に住宅取得者の入居又は住宅所有者の居住が確認できる住民票の写しの提出が必要になります。													
4	対象住宅	店舗や事務所との併用住宅は、対象になりますか。	店舗併用住宅の場合は、店舗等の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の 1 / 2 未満のものが対象となります。													
5	ペレットストーブ	取扱要領第 4（2）に定める信州型ペレットストーブ又は一般財団法人日本燃焼機器検査協会の認定を受けた木質ペレットストーブについて、ほぼ全ての製品が既に製造終了しており入手できません。木質ペレットストーブの設置は（3）に適合する海外製品のみでしょうか。	日本国内の製造者が製造する木質ペレットストーブで、以下の仕様に適合する場合は、取扱要領第 4（2）と同等品として扱います。 <table><tr><th>項目</th><th>仕様</th></tr><tr><td>燃料</td><td>製造者の推奨する木質ペレット（薪・ペレット兼用ストーブも可）</td></tr><tr><td>暖房出力</td><td>最大出力 2,000kcal/h 以上</td></tr><tr><td>給排気方式</td><td>密閉型（強制給排気式）、半密閉型（強制給排気式、強制排気式、自然通気式）</td></tr><tr><td>燃料供給</td><td>自動供給方式</td></tr><tr><td>その他</td><td>その他の機能は製造者の仕様によるほか、関係法令に適合するものであること</td></tr></table>	項目	仕様	燃料	製造者の推奨する木質ペレット（薪・ペレット兼用ストーブも可）	暖房出力	最大出力 2,000kcal/h 以上	給排気方式	密閉型（強制給排気式）、半密閉型（強制給排気式、強制排気式、自然通気式）	燃料供給	自動供給方式	その他	その他の機能は製造者の仕様によるほか、関係法令に適合するものであること	
項目	仕様															
燃料	製造者の推奨する木質ペレット（薪・ペレット兼用ストーブも可）															
暖房出力	最大出力 2,000kcal/h 以上															
給排気方式	密閉型（強制給排気式）、半密閉型（強制給排気式、強制排気式、自然通気式）															
燃料供給	自動供給方式															
その他	その他の機能は製造者の仕様によるほか、関係法令に適合するものであること															

6	補助金の併用	他の補助金と併用はできますか。	原則、国が実施する事業や他の国庫補助事業との併用はできません。 ただし、要綱第8(5)、第21(5)、要領第6「知事が別に定める補助金等」に該当する場合や工事箇所、契約、工期が明確に分けられている場合など一定の条件を満たす場合は併用ができる場合があります。	
7	その他	【フラット35】の金利の引下げを受けることはできますか。	【フラット35】地域連携型の金利の引下げを受けることが出来ます。詳細については、住宅金融支援機構【フラット35】地域連携型のページをご参考ください。 https://www.flat35.com/loan/flat35kosodate/index.html	

【共通事項 申請書】

No	分類	質問	回答	備考
8	契約書	交付申請書の添付書類として、「工事請負契約書」及び「工事見積書又は工事内訳書」の写しに、「信州健康ゼロエネ住宅助成金に基づく助成を受けている」旨を明記しているものとありますが、具体的な内容を教えてください。	見積時や契約時には、助成額が確定していないため具体的な助成金額を記載せず、「工事請負金額に信州健康ゼロエネ住宅助成金の全額を充当する」と記載してください。	別紙1 参照
9	契約書	工事にあたり工務店等との一括契約ではなく、専門工事業者と施主が直接契約をする方式(分離発注方式)を採用する場合は、助成対象となりますか。	専門工事業者と直接契約をした場合であっても、全ての事業者が「県内に主たる事務所を置く者が工事を請け負ったものであること」が確認できれば、助成対象となります。 「工事内容」、「請負代金の額」、「県内に主たる事務所があることを確認できる記載」等を明示した専門工事業者ごとの契約書を提出いただくようお願いします。 なお、工事施工者のうち1社が代表して申請手続きを行ってください。また代表事業者が、助成金手続き、代表者以外の事業者が行う助成対象工事及び必要な提出書類等に対して責任を負います。	別紙2 参照
10	見積書 内訳書	交付申請書に添付する工事見積書の写しは、見積書の一式全てを提出する必要がありますか。	見積書の鑑と総工事費が分かる部分及び対象工事に係る部分を提出してください。	

11	交付申請書	申請書の宛名はどのように記載しますか。	「長野県知事」と記載してください。	
12	交付申請書	書類の提出は、何部必要になりますか。	正副2部必要になります。	
13	交付申請書	交付申請時に必要な関係書類は、「要綱別表第2及び6」に記載がありますが、各基準への適合等を証明するための添付書類を他に提出する必要がありますか。	適用する基準に応じて、適合等を証明する書類の提出をお願いします。 (例:伝統技能項目の使用量がわかる拾い表、展開図、木拾い表等)	
14	変更承認申請書	申請内容に変更が生じた場合は、どのようにすればよいでしょうか。	変更内容によって提出書類が異なるため、詳細については担当までお問合せください。	
15	実績報告書	納品書、出荷証明書には、どのような内容が記載されている必要がありますか。	請負業者、出荷場所、施主名、建築場所、現場名、納品物の名称と数量等が記載されているものとしてください。	
16	請求書 居住確認報告書	実績報告書と同時に請求書、居住確認報告書を提出できますか。	できません。 請求書、居住確認報告書は実績報告書の審査終了後、額の確定通知が届きましたら提出してください。	
17	居住確認報告書	住民票の住所(住居表示)と申請書及び契約書記載の建築場所(地番)が異なります。どのようにすればよいでしょうか。	住民票の住所と地番が異なる場合は、各自治体で住居表示と地番が同一である旨の証明書を発行していますので、住民票と併せて提出してください。 なお申請時に記載した住所が、分合筆により住民票の記載住所と異なる場合は、分合筆の経過の分かる登記事項証明書等の写しを提出してください。	

【新築タイプ 全体】

No	分 類	質 問	回 答	備 考
18	対象住宅	木造とその他構造（RC 造、S 造等）との混構造の場合は、助成対象になりますか。	混構造の場合は、非木造部分の床面積の合計が延べ面積の 1/2 未満のものが対象となります。	
19	対象住宅	枠組み壁工法などの在来軸組み工法以外の木造住宅は対象となりますか。	要件を満たすものは対象となります。	
20	交付申請期限	「中間時現場工程」とはどのような時点を指しますか。	屋根工事、断熱工事及び気密工事が概ね完了した時点を指します。 (要綱：第 2 (14))	
21	交付申請期限	「事業が完了したとき」とはいつの時点を指しますか。	完了検査に合格した日又は建物の表題登記を完了した日を指します。 (要綱：第 11 第 4 項)	
22	交付申請期限	第 2 期分について、いつまでに完了するものが対象となりますか。	翌年度の 4 月 1 日から 3 月 25 日までに事業が完了するものが対象です。 なお完了検査に合格した日又は建物の表題登記を完了した日が、交付申請日が属する年度の 3 月中に行い、引渡を翌年度の 4 月 1 日以降に行う場合は対象になりません。	
23	全般	外皮性能及びエネルギー消費性能に関して、各基準に適合することを示すにあたり、「住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム」を使用する場合、最新 ver. を使用する必要がありますか。	最新の ver. を使用してください。	
24	全般	外皮性能及びエネルギー消費性能に関して、各基準に適合することを示すにあたり、『標準計算ルート』のほか、『仕様ルート』で評価しても良いですか。	『標準計算ルート』で評価してください。 『仕様ルート』では、外皮平均熱貫流率や一次エネルギー消費量の数値が確認できないため、本助成金の申請には使用することができません。	
25	その他	長野県地球温暖化対策条例に基づく「省エネ計画概要書」について、様式及び提出方法はどのようにすればよいでしょうか。	様式、提出方法の詳細については、長野県ホームページの「建築物環境エネルギー性能等検討制度（長野県地球温暖化対策条例）」のページをご覧ください。 https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/curashi/ondanka/shoene/kenchiku.html	

【新築タイプ 申請書】

No	分 類	質 問	回 答	備 考
26	契約	住宅取得者が太陽光発電設備の設置工事を建物本体工事の工事請負者ではなく、別の県内事業者と契約し、同じタイミングで設置する場合は、基本項目すべてに該当する住宅として対象となりますか。	建築本体工事と太陽光設備設置工事を別契約（分離発注）としても対象となります。交付申請時にそれぞれの契約書等の提出をお願いします。	別紙 2 参照
27	契約	住宅取得者が本体工事とは別に、太陽光発電設備のみ県外本店の業者と契約をする場合、助成対象となりますか。	太陽光発電設備設置工事に限っては、住宅取得者が県外事業者と別契約（分離発注）する場合も助成対象としますが、助成金額は太陽光発電設備を設置しない場合の金額となります。（基本項目 9 及び選択項目 7 に該当しない。）	別紙 2 参照

【新築タイプ 基本項目】

No	分 類	質 問	回 答	備 考
28	基本項目 6	県産材について、新築タイプの基本項目では、仕上げ材 30 m ² とあり、リフォームタイプでは仕上げ用板材又は合板とありますが、新築タイプでは合板は対象外になりますか。	新築タイプについては仕上げ材のみ対象となります。 ただし、新築タイプであっても、仕上げとして合板表しとする場合は合板も対象となります。 なお、リフォームタイプについては仕上げ材以外の部分も対象となります。	
29	基本項目 9	住宅取得者が費用を負担して太陽光発電設備を設置せずに、事業者負担で太陽光発電設備を設置する場合（屋根貸し・PPA 事業等）は、基本項目 9 及び選択項目 7 の取り扱いはどうなりますか。	太陽光発電設備の設置に関しては、住宅取得者が費用を負担しない場合は、基本項目 9 及び選択項目 7 に該当しません。 また、費用を負担する場合であっても、設備機器自体の費用を負担しない場合は対象となりません。（設置工事費の負担のみで、設備機器に対する所有権を有さない場合等）	
30	基本項目 9	現在使用している薪ストーブ等を新築住宅に移設して使用する場合、対象になりますか。	対象となりません。	

【新築タイプ 選択項目】

No	分 類	質 問	回 答	備 考
31	選択項目 ②	伝統技能の活用における左官仕上げの「その他のこて塗仕上げ」にはどういった仕上げ材料までが含まれますか。	左官仕上げの「その他」については、「こて塗仕上げ」とするものは対象となります。こて塗が確認できる書類を添付願います。	
32	選択項目 ②	伝統技能の活用における木製建具の見付面積とは、片面のみの面積でしょうか。	片面のみの面積となります。	
33	選択項目 ②	伝統技能の活用で対象となる木製建具の種類は、例示されているもの以外は認められないのでしょうか。	県内に本店を置く建具業者が製作した木製建具であれば対象とします。	
34	選択項目 ③	太陽熱利用給湯システムの集熱面積について、真空管の場合は表面積としてもよいでしょうか。	表面積ではありません。 集熱面に平行な面への投影面積としてください。	
35	選択項目 ⑦	選択項目の県が定めるゼロエネルギー達成についてどのような資料をつければよいでしょうか。	知事が別に定めるゼロエネルギー判定シートに記入をし、申請時に提出してください。	

【リフォームタイプ 全体】

No	分 類	質 問	回 答	備 考
36	対象住宅	自ら自宅のリフォーム工事を行う場合（DIY 等）は、助成対象になりますか。	対象となりません。	
37	対象住宅	離れの工事は助成対象になりますか。（離れ：建築基準法上、母屋と同一敷地内にあると判断される、住宅の一部）	離れの工事も助成対象になります。	
38	対象住宅	既存部分の改修を行わない増築工事も助成対象になりますか。	既存部分の断熱性能が低い浴室及び脱衣室又は寝室に代わる室を増築部分に設置する工事は、助成対象工事（断熱性能を向上させる工事）として取り扱います	
39	対象住宅	既存部分の改修にあわせて増築する場合は、増築部分も加算対象になりますか。	増築部分も含めて、助成対象工事として取り扱います。	
40	対象住宅	木造以外の鉄骨造や鉄筋コンクリート造の改修工事も助成の対象になりますか。	対象となります。 なお、外皮の熱貫流率、断熱材の熱抵抗の基準値が木造と異なりますのでご注意ください。	
41	対象住宅	区分所有しているマンション等の改修工事は助成の対象になりますか。	対象となります。	
42	対象住宅	賃貸マンション等の改修工事は助成の対象になりますか。	対象となりません。	
43	対象工事	塗装工事は助成対象工事に該当しますか。	該当となりません。	
44	申請期限	「事業が完了したとき」とはいつの時点を指しますか。	住宅所有者と工事請負契約を締結する場合においては工事代金支払日、その他の場合は、助成対象工事の完了日をいいます。（要綱：第 24 第 4 項）	

45	申請期限	リフォーム工事はいつから着手できますか。	工事着手の 14 日前までに交付申請をすることが必要です。交付決定後であれば、14 日を待たずに工事着手は可能です。	
46	全般	健康省エネリフォームの対象室として寝室を選択する場合で、住宅に寝室が複数ある場合は、すべての寝室の断熱性能を向上させる必要がありますか。	寝室が複数ある場合であっても、いずれか 1 室の断熱性能を向上させることで助成対象になります。 複数の寝室の断熱性能を向上させる場合は、1 室を対象室とし、その他の室を加算額対象として申請してください。	
47	全般	健康省エネリフォームの対象室に新たに窓等の開口部を設ける場合は、どのような取扱いになりますか。	当該開口部の断熱性能は、告示基準を満たす必要があります。（告示基準：要領第 9） また、当該開口部の設置工事は「外気等に接するすべての建具の断熱性能を向上させる工事」として助成対象になります。 なお、当該開口部以外のリフォーム工事内容が助成要件を満たしていることが前提となります。	
48	全般	断熱性能を向上させる工事として助成対象となる「外気等に接する壁、床、天井又は屋根」とは、基準省令※第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)で定める外皮と同じ考えでしょうか。 ※建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年 1 月 29 日付け経済産業省令・国土交通省令第 1 号）	基準省令で定める外皮の部分を指します。 ただし、対象となる空間を断熱材等で包み込む場合は、外皮に該当しない部分を含めて助成対象とすることができます。 （外皮と同じ基準値とする必要があります。）	

【リフォームタイプ 適用項目】

No	分類	質問	回答	備考
49	適用項目 ①	助成対象工事の10㎡以上を断熱改修する工事は、対象室のみで10㎡以上を断熱改修する必要がありますか。	「浴室と脱衣室」又は「寝室」のどちらか一方の室で外気等に接する壁・床・天井・屋根の合算で10㎡以上を断熱改修する必要があります。（「浴室と脱衣室」と「寝室」の合計ではありません。）	
50	適用項目 ⑤⑥	要綱第17別表第5対象工事⑥の「便所又は浴室を拡大し十分な面積を確保する工事」は、必要な内法寸法が既に確保されている便所又は浴室のリフォームも加算対象になりますか。 (必要な内法寸法：要領第13に定める寸法)	必要な内法寸法が確保されていない便所又は浴室とその周辺を改修して、新たに必要な内法寸法を確保することとなる工事が加算対象となります。 また、既存部分の便所又は浴室では必要な内法寸法が確保されていない場合における増築工事で、増築部分に必要な内法寸法を確保した便所又は浴室を設ける場合も加算対象となります。	
51	適用項目 ⑦	県産木材を使用する場合、仕上げ用板材と合板の両方を使用した場合、助成額はどのようにすればよいでしょうか。	両方の合計使用量で助成単価：2,000円／㎡により助成額を算出します。	
52	適用項目 ⑨	伝統技能の活用に関して、畳の表替えや木製建具の建付け直しは対象となりますか。	畳の表替えや建具の建付け直しのような維持管理上の修繕は対象となりません。	
53	適用項目 ⑨	伝統技能の活用で対象となる木製建具の種類は、例示されているもの以外は認められないのでしょうか。	県内に本店を置く建具業者が製作した木製建具であれば対象となります。	

※Q&A 内の用語の整理

- ・ 要綱：信州健康ゼロエネ住宅助成金交付要綱
- ・ 要領：信州健康ゼロエネ住宅助成金交付取扱要領

更新履歴

令和5年 4月 3日
 令和5年 6月 21日
 令和5年 11月 7日
 令和6年 5月 23日
 令和7年 1月 17日

助成金充当に関する契約書等への記載方法について

記載例 1

・ 請負金額	金	33,000,000	円
うち取引に係る消費税の額	金	3,000,000	円
・ 代金の支払い			
第一回 請負契約時	金	11,000,000	円
第二回 上棟時	金	11,000,000	円
第三回 竣工時	金	11,000,000	円
<u>工事請負金額に信州健康ゼロエネ住宅助成金の全額を充当する</u>			

記載例 2

・ 請負金額	金	33,000,000	円
うち取引に係る消費税の額	金	3,000,000	円
<u>工事請負金額に信州健康ゼロエネ住宅助成金の全額を充当する</u>			

記載例 3

・ 特記事項			
<u>工事請負金額に信州健康ゼロエネ住宅助成金の全額を充当する。</u>			

分離発注の取り扱いについて

■信州健康ゼロエネ住宅助成金の対象について

本助成金の申請において「分離発注」とは、工事の発注者である建築主が、複数の施工業者と直接契約することを言います。

分離発注の場合、建築主と直接契約を締結した全ての施工業者が県内事業者の場合に限って本助成金の対象となります。

※県内事業者…県内に主たる事務所を置く施工業者
県外事業者…上記以外の施工業者



助成金対象は全ての施工業者が県内事業者の場合に限る

【交付申請に当たっての注意事項】

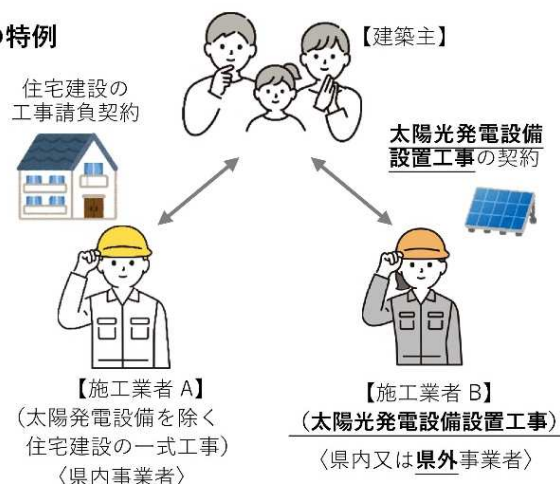
助成金の交付申請に当たっては、各施工業者が建築主から直接請け負っている内容がわかるよう、それぞれの契約書及び工事見積書又は工事内訳書の写しを添付してください。

○太陽光発電設備設置工事を分離発注する場合の特例

太陽光発電設備設置工事を分離発注とする場合、当該工事の施工業者に限り、県外事業者であっても本助成金の対象とします。

ただし、助成金額の上限は、県内事業者の場合と異なります。

(助成金額は、信州健康ゼロエネ住宅助成金交付要綱 別表第1 基本項目の基準9のただし書きに該当するものとなります。)



■信州健康ゼロエネ住宅助成金の申請者について

分離発注の場合、建築主から工事の発注を受けた県内事業者のうちの一社（以下、「代表事業者」）が、他の施工業者を代表して信州健康ゼロエネ住宅助成金の交付申請等の手続き及び建築主への助成金の還元を行います。

なお、分離発注された全ての工事の当該助成金に関する事項について、代表事業者が責任を負います。